

第 18 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都江東区住吉2丁目28番36号
ティアラこうとう（江東公会堂）地下1階 大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆さまには、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、本総会当日のご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

また、今後の感染状況および施設に対する休業要請等により、やむを得ず本総会の開催場所等を変更させていただく場合がございます。変更が生じた際は、当社ウェブサイト（<https://www.n-coke.com>）にてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社対応の詳細につきましては2頁をご覧ください。

※本総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

産業を支える、未来を動かす。

 **日本コークス工業**

証券コード：3315

(証券コード3315)
2021年6月10日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲3丁目3番3号
日本コークス工業株式会社
代表取締役社長 鹿 毛 和 哉

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、感染リスクを回避するために、本総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

3～4頁に記載の「議決権行使のご案内」および「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都江東区住吉2丁目28番36号
ティアラこうとう（江東公会堂）地下1階 大会議室
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役1名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト《<https://www.n-coke.com>》に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

【ご来場を予定される株主さまへのご案内とお願い】

①会場の変更について

招集ご通知におきましては、本総会の会場を「ティアラこうとう(江東公会堂)地下1階 大会議室」とご案内しておりますが、今後の感染状況によっては同施設の利用が出来ないことも想定され、やむを得ず会場を変更させていただく可能性がございます。

会場変更が生じた際は、弊社ウェブサイトにてご案内いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願い申し上げます。

②ご来場時のご案内

- ・当日は、マスク着用でのご来場、会場入口での検温ならびにアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。
- ・会場内はお席の間隔を広く確保するため、ご案内できる人数に限りがございます。
会場内が定員に達した場合は、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・発熱等の体調不良がみられる場合や、マスク着用・消毒等の感染症拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・議長、登壇者および運営スタッフは、マスク着用での応対とさせていただきます。

株主の皆さまにおかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解およびご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※本総会終了後、本総会の議事内容等につきまして、弊社ウェブサイトにてご報告させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

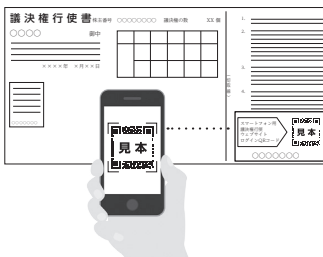
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

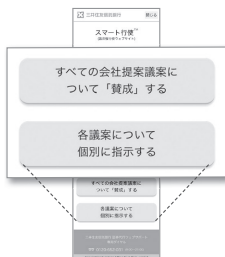
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

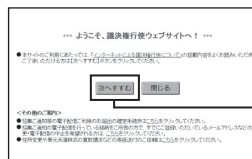
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

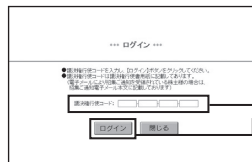
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

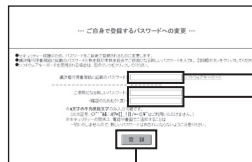
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針につきましては、株主の皆さまへの還元ならびに将来の安定的な収益基盤確立のために必要な投資や財務体質強化のための内部留保について、業績および財務の状況を総合的に勘案したうえで適切に配分することとしております。

株主の皆さまへの利益還元につきましては、上記の方針に加えて、継続的且つ長期安定的な配当を実施することが重要な課題であると認識しております。

したがって、当期の期末配当につきましては、これら基本方針を踏まえながら当期の業績を勘案した結果、前期から3円増配の1株あたり4円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金4円 総額1,164,114,736円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役鍛冶屋和博氏が辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

まつおか 松岡 ひろあき 弘明 新任 生年月日 1960年8月31日生 満60歳 所有する当会社の株式の数 30,000株	略歴及び当社における地位	
	1985 年 4 月	新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
	2000 年 4 月	同社名古屋製鐵所総務部総務グループリーダー
	2009 年 4 月	同社人事・労政部人事グループリーダー
	2011 年 4 月	同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
	2012 年 10 月	新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社） 棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
	2014 年 4 月	同社棒線事業部棒線営業部長
	2016 年 4 月	同社執行役員棒線事業部長
	2019 年 4 月	日本製鉄株式会社 常務執行役員大阪支社長
	2021 年 4 月	同社執行役員 社長付（現任） 当社顧問（現任）
当社における担当及び重要な兼職の状況		
顧問		
〔取締役候補者とした理由〕 松岡弘明氏は、製鉄会社での業務および経営経験があり、同氏の優れた知見と豊富な経験により、今後の更なる企業成長に貢献していただくことが期待されることから、取締役として選任することが適切と判断し、取締役候補者いたしました。		

新任 新任取締役候補者

- (注) 1. 松岡弘明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現任取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。
- 松岡弘明氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。松岡弘明氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役江崎茂太氏が辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

後藤貴紀		略歴及び当社における地位	
新任	社外	1992 年 4 月	新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
生年月日		2003 年 2 月	同社営業総括部営業企画室マネージャー
1969年9月28日生 満51歳		2008 年 5 月	同社室蘭製鐵所経理グループリーダー
所有する当会社の株式の数		2011 年 4 月	同社財務部マネージャー
—		2012 年 10月	新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社） 財務部主幹
		2016 年 4 月	同社財務部予算室長
		2019 年 4 月	日本製鉄株式会社経営企画部部長
		2021 年 4 月	同社関係会社部部長（現任）
【社外監査役候補者とした理由】			
後藤貴紀氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、経理や財務の業務経験を積まれており、会社マネジメントに関する豊富な知見を当社の経営に反映していただくことが期待されるため、業務執行の適正性を確保する監査役として選任することが適切と判断し、社外監査役候補者いたしました。			

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

- (注) 1. 後藤貴紀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤貴紀氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 日本製鉄株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、後藤貴紀氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 後藤貴紀氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、現任取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。
後藤貴紀氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。
後藤貴紀氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において補欠監査役に選任されました友田隆弘氏より、本総会の終結の時をもって監査役江寄茂太および櫻田修一の各氏の補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やま さ き と も ひ こ

山崎智彦

社外

生年月日
1972年12月2日生 満48歳

所有する当会社の株式の数
—

略歴及び当社における地位

1997 年 4 月	住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
2010 年 1 月	同社営業総括部輸出総括室参事
2012 年 10月	新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社） 輸出総括部主幹
2014 年 4 月	同社通商総括部主幹
2016 年 8 月	同社関係会社部主幹
2019 年 4 月	日本製鉄株式会社関係会社部主幹
2021 年 4 月	同社関係会社部上席主幹（現任）

【補欠監査役候補者とした理由】

山崎智彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、日本製鉄株式会社における関係会社管理業務経験から、業務執行の適正性を確保する監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者いたしました。

社外 社外監査役候補者

- (注) 1. 山崎智彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎智彦氏は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に選任される後藤貴紀氏および現任監査役櫻田修一氏の補欠社外監査役候補者であります。
3. 日本製鉄株式会社は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）であり、山崎智彦氏は同社より過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。

- 5. 当社は、現任取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。
山崎智彦氏が社外監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、24頁に記載のとおりであります。山崎智彦氏が社外役員に就任する場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、一年以上に亘る新型コロナウイルス感染症の流行などにより、厳しい状況におかれました。また、先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善による持ち直しの動きを期待できるものの、感染症の動向による内外経済への影響には十分注意する必要があります。

このような状況のもと、当社グループの業績は、主力のコークス事業において、前期に比べコークス販売価格が下落したことなどにより、当期の連結売上高は、前期比195億2千4百万円減少の878億8千3百万円となりました。

利益面では、コークス事業の利幅拡大や製造原価削減などにより、連結営業利益は、前期比53億9千1百万円増加の69億9千9百万円、連結経常利益は、前期比54億6千2百万円増加の64億5千2百万円となりました。

特別損益につきましては、固定資産売却益などによる特別利益6千4百万円に対し、固定資産除却損などにより、特別損失9億1千8百万円を計上いたしました。

これより、法人税等を差し引き、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比39億3千9百万円増加の39億6千8百万円となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

【コークス事業】

コークス事業につきましては、国内需要の落ち込みを中国をはじめとするアジア地区への輸出で補ったものの、当社グループの販売量は、187万5千トンと前期比4万1千トンの減少となり、コークス販売価格も下落し、減収となりました。

一方、利益につきましては、原料炭市況の下落などによる利幅の拡大や製造原価削減などの取り組みにより、増益となりました。

この結果、コークス事業の連結売上高は、559億5千万円(前期比125億9百万円減少)となり、連結営業利益は、54億1千1百万円(前期は8億1千1百万円の営業損失)となりました。

【燃料販売事業】

燃料販売事業につきましては、当事業部門の主要顧客である発電事業者が、景気低迷に伴う電力需要減少により稼働率を抑制したことなどにより、当社グループの販売数量は、128万6千トンと前期比23万1千トンの減少となりました。

この結果、燃料販売事業の連結売上高は、174億9千4百万円（前期比55億9千6百万円減少）となり、連結営業利益は、13億7百万円（前期比3億4千8百万円減少）となりました。

【総合エンジニアリング事業】

化工機事業につきましては、単体機器、プラント共に好調であり、増収・増益となりました。

資源リサイクル事業につきましては、廃棄物の有効利用と適正処理に引き続き傾注し、安定的な収益を維持しました。

産業機械事業につきましては、主要顧客からの受注減により減収・減益となりました。

この結果、総合エンジニアリング事業の連結売上高は、102億1千9百万円（前期比8億9千3百万円減少）となり、連結営業利益は、14億3千5百万円（前期比1億5千5百万円減少）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、福岡県大牟田市の三池港における港湾運送事業の取扱数量減少などにより、減収となりました。

この結果、その他の事業の連結売上高は、42億2千万円（前期比5億2千4百万円減少）となり、連結営業利益は、3億7千7百万円（前期比2億5千5百万円減少）となりました。

(単位：百万円)

事業の種類	売上高		営業利益	
	前期	当期	前期	当期
コークス事業	68,460	55,950	△811	5,411
燃料販売事業	23,090	17,494	1,656	1,307
総合エンジニアリング事業	11,113	10,219	1,590	1,435
その他	4,744	4,220	633	377
全社	—	—	△1,460	△1,532
合計	107,408	87,883	1,607	6,999

(注) 各セグメントの売上高は外部顧客に対する売上高を表記しており、セグメント間の内部売上高または振替高は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は、57億3千5百万円であり、その主なものは、当社北九州事業所の2AB炉煙道集塵機（完成）、ひびきコールセンター拡張工事（完成）およびその他コークス製造設備等の維持・更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金により賄いました。

(4) 対処すべき課題

景気の先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善による持ち直しの動きが期待できるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による内外経済への影響には十分注意する必要があります。

加えて、地球温暖化などの環境問題への対処をはじめ、企業を取り巻く事業環境の大きな変化が見込まれるため、これらの課題に対応すべく、事業部門ごとに次の通り取り組んでまいります。

【コークス事業】

コークス事業につきましては、鉄鋼需要の持ち直しにより、引き続き堅調に推移する見通しがあります。

このような状況のもと、安定的な収益を確保するため、①安全・安定操業を第一優先に、環境に配慮した操業②コークス炉更新をはじめとする設備老朽化への対応③安価炭の利用拡大を含む原料最適配合、修繕費の計画的、効率的投入等によるコスト削減といった施策を進めてまいります。

【燃料販売事業】

燃料販売事業につきましては、北九州事業所内の石炭ヤードの拡張工事が昨年末に完工し、北九州地区での貯炭能力が50万tから57万tに拡大しました。

当社といたしましては、これらの北九州や三池地区の石炭ヤード等のインフラを最大限かつ効果的に活用した営業活動に努めるとともに、需要家の燃料転換の動きに対応してバイオマス燃料などのカーボンニュートラルに向けた燃料商品の取扱いも拡大してまいります。

加えて、燃焼後の石炭灰の処理などを手掛ける資源リサイクル部門を組織統合し、燃料の販売から灰処理までを一貫して取扱うソリューションビジネスの強化を進めてまいります。

【総合エンジニアリング事業】

化工機事業につきましては、粉碎機をはじめとする機器の積極的な営業活動による受注高の増加に加え、粉体処理から粉体処理ソリューションへビジネスモデルの転換を図るべく取り組んでまいります。

同事業の持続的成長に向けた取り組みとして、当社が長年蓄積した粉体処理技術を活用し、顧客のニーズに対応する新製品の開発や受託加工の拡大、既存製品のブラッシュアップを推進し、競争力の強化を図ってまいります。また、海外展開においては、中国における機器製造およびメンテナンス体制の構築を足掛かりとして、事業の拡大を図ってまいります。

産業機械事業を担う有明機電工業株式会社につきましては、機械工事・電気工事のノウハウを併せ持つ特徴を活かし、大型工事案件の受注獲得を目指すとともに、コスト削減や生産性向上、製品およびメンテナンスの高付加価値化など、収益基盤整備にかかる施策を講じ、収益拡大に努めてまいります。

【その他】

港湾運送事業を営む三池港物流株式会社につきましては、これまでに更新した港湾設備や倉庫を最大限活用し、三池港（福岡県大牟田市）における貨物取扱数量増加ならびにコスト削減を図り、収益の拡大に努めてまいります。

不動産事業につきましては、資産の効率的活用を見据え、非事業用不動産の売却に加え、賃貸事業につきましても、積極的に推進してまいります。

【最後に】

2020年10月、日本政府は「2050年カーボンニュートラル」方針を掲げ、企業に対する脱炭素への取り組みの期待が急速に高まるなか、当社は本年4月に、カーボンリサイクル室を新設し、カーボンニュートラルに取り組む体制を整備しました。

これに先立ち、北九州事業所のコークス製造過程で発生するコークス炉ガスから水素を抽出し、地域の船舶等の燃料として活用する「水素地産地消モデル事業に関する共同事業化調査」を伊藤忠商事株式会社殿、ベルギー最大手の総合海運会社であるCompagnie Maritimue Belge殿の3社で実施するなど、脱炭素に向けた具体的な取り組みも開始しております。

加えて、既存の基盤事業の効率的な運営のため、事業部門の再編を目的とする組織改正も実行してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第15期 (2018年3月期)	第16期 (2019年3月期)	第17期 (2020年3月期)	第18期(当期) (2021年3月期)
売上高(百万円)	110,155	121,246	107,408	87,883
経常利益(百万円)	3,227	5,892	989	6,452
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,818	3,197	28	3,968
1株当たり当期純利益(円)	15.98	10.82	0.10	13.63
総資産(百万円)	115,702	122,233	106,304	102,151
純資産(百万円)	46,396	48,217	47,188	51,106
1株当たり純資産額(円)	156.93	165.68	162.14	175.61

(6) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
三池港物流株式会社	福岡県	100	100.0	港湾運送事業、運輸業
有明機電工業株式会社	福岡県	90	100.0	機械器具、電気機器の製造・販売
三美鉱業株式会社	北海道	15	100.0	露頭炭の採掘・販売、造林業
サンテック株式会社	栃木県	20	100.0	設備・機器のメンテナンス事業
サン情報サービス株式会社	東京都	40	100.0	情報処理ソフトウェアの作成・販売
日本コークス工業東北株式会社	宮城県	10	100.0	コークス等の販売

(注) 連結子会社は上記に掲げた6社であり、持分法適用関連会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業の種類	事業内容
コークス事業	コークスの製造・販売
燃料販売事業	一般炭および石油コークスの仕入・販売、中継炭事業
総合エンジニアリング事業	化学装置・機器、一般産業用機器、プラントの製造・販売およびメンテナンス 産業廃棄物の処理およびリサイクル 機械器具設置工事・電気工事の施工
その他	港湾運送事業、各種貨物の荷役および陸上輸送 宅地建物取引業およびその他各種サービス業

(8) 主要な事業所等（2021年3月31日現在）

名称	所在地
本店	東京都江東区
北九州事業所	福岡県北九州市若松区
栃木工工場	栃木県栃木市
九州事務所	福岡県大牟田市

（注）子会社については、「(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の状況

（単位：名）

事業の種類	従業員数	前期末比増減
コークス事業	375	△8
燃料販売事業	25	△2
総合エンジニアリング事業	345	+13
その他	264	+7
全社（共通）	32	△1
合計	1,041	+9

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509名	△6名	40.7歳	17.5年

（注）上記人員には、社外出向社員、組合専従者および休職者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,135
三井住友信託銀行株式会社	3,654
農林中央金庫	3,111
株式会社福岡銀行	3,059

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,080,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 302,349,449株
- (3) 株主数 26,748名（前期末比243名減）
- (4) 大株主（上位10名）

（単位：千株、％）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	65,628	22.55
住 友 商 事 株 式 会 社	56,558	19.43
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）	10,801	3.71
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	5,227	1.79
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	4,423	1.52
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,772	1.29
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	3,069	1.05
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	3,000	1.03
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 5 ）	2,564	0.88
株 式 会 社 商 船 三 井	2,513	0.86

- （注） 1. 当社は、自己株式を11,320,765株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鹿 毛 和 哉	
取 締 役 副 社 長	鍛 冶 屋 和 博	経営管理部、人事・総務部、九州事務所、資源リサイクル部担当 内部統制に関する事項
専 務 取 締 役	清 水 昭 彦	経営管理部担当
取 締 役	徳 永 直 之	住友商事株式会社 炭素部 業務・開発チームリーダー
取 締 役	森 川 郁 彦	
取 締 役	和 坂 貞 雄	SRCコンサルティング株式会社 技術顧問
常 勤 監 査 役	岩 下 将 弘	
監 査 役	江 崙 茂 太	日本製鉄株式会社 関係会社部 部長
監 査 役	櫻 田 修 一	株式会社アカウンティング・アドバイザー 代表取締役 マネージングディレクター

- (注) 1. 取締役徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役江崙茂太および櫻田修一の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役森俊一郎、波多野康彦、井伊誠一郎、橋本浩之、鈴木聡、内田謙一郎、および保尾福三の各氏は、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
4. 監査役内藤寛人および宮石知子の各氏は、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役徳永直之、森川郁彦および和坂貞雄の各氏は、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。

6. 監査役江嵯茂太および櫻田修一の各氏は、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
7. 常勤監査役岩下将弘、監査役江嵯茂太および櫻田修一の各氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役岩下将弘氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、経理・財務に関する豊富な業務経験および知見を有しております。
 - ・監査役江嵯茂太氏は、過去に経理・財務部門に在籍しており、経理・財務に関する豊富な業務経験および知見を有しております。
 - ・監査役櫻田修一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
8. 当社は、取締役森川郁彦、和坂貞雄および監査役櫻田修一の各氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職状況については、(6)社外役員に関する事項を併せてご参照ください。

(参考) 執行役員の状況 (2021年3月31日現在)

職 名	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	森 俊 一 郎	コークス部長
常 務 執 行 役 員	波 多 野 康 彦	北九州事業所長
執 行 役 員	井 伊 誠 一 郎	燃料販売部長
執 行 役 員	橋 本 浩 之	化工機事業部長
執 行 役 員	大 瀧 正 夫	九州事務所長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な成長および業績向上に対するモチベーションの向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を反映した報酬体系とすることを基本方針とする。

〈報酬に関する事項〉

当社取締役の報酬は、金銭とし、毎年6月に年俸報酬を決定し、毎月均等に支払われるものとする。

当社取締役の基準報酬は、求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して役位別に定める。

〈報酬体系に関する事項〉

非常勤（社外役員を含む。）取締役以外の取締役の報酬は、上記に定める基準報酬を基準とした業績連動報酬のみとする。

監督機能を担う非常勤（社外役員を含む。）取締役の報酬については、その職務に鑑み上記に定める基準報酬のみを支払う固定報酬とする。

※本決定方針は代表取締役社長、人事担当取締役および社外取締役で構成される役員人事・報酬会議にて議論および検討し、その結果に基づいて、2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

当社監査役の金銭報酬の額は2004年3月1日開催の臨時株主総会において報酬限度額を、月額5百万円と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

なお、上記決議内容は、2004年3月10日に行われた企業合併に先立ち、役員の増員（取締役5名、監査役4名）に備えるために決議したものであります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長鹿毛和哉が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の個人別の基準報酬額の決定および各取締役の個人別の報酬額の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、あらかじめ決定すべき内容について役員人事・報酬会議にて議論および検討することとし、代表取締役社長は当該議論および検討の内容を尊重のうえ、報酬額を決定し、決定した各取締役の報酬額を取締役会にて報告するという措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、役位および常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91 (10)	10 (10)	81 (－)	－ (－)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21 (4)	21 (4)	－ (－)	－ (－)	2 (1)

(注) 1. 当期末現在の取締役員数は6名(うち、社外取締役は3名)であり、期末在任者のうち社外取締役1名が無報酬であります。

2. 当期末現在の監査役員数は3名(うち、社外監査役は2名)であり、期末在任者のうち社外監査役1名が無報酬であります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等の額の算定の基礎として、連結経常利益を指標に選定しております。

コークス事業の競争力強化による事業基盤の確立、および非コークス事業の事業基盤の強化・安定化による、多面的な利益構造の確立を目指す当社グループにおきましては、この課題に対する役員の経営および業務執行の成果を反映するため、当該指標を用いることが適切であると判断し、選定したものであります。

業績連動報酬等の額の算定におきましては、取締役の役位毎に求められる能力および責任に見合った水準を総合的に勘案して基準報酬を決定し、前事業年度の連結経常利益に応じて一定の範囲で変動させる方法を用いております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(5)直前3事業年度の財産および損益の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、当該社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が規定する金額に限定する契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役鹿毛和哉、鍛冶屋和博、清水昭彦、徳永直之、森川郁彦、和坂貞雄の各氏および監査役岩下将弘、江嵯茂太、櫻田修一の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲において当社が補償することとしております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟および会社訴訟に対する取締役、監査役および執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

(6) **社外役員に関する事項**（2021年3月31日現在）

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役徳永直之氏は、住友商事株式会社炭素部業務・開発チームリーダーであり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・監査役江寄茂太氏は、日本製鉄株式会社関係会社部部长であり、同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）であります。
 - ・監査役櫻田修一氏は、株式会社アカウンティング・アドバイザー代表取締役マネージングディレクターであります。同社と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役和坂貞雄氏は、SRCコンサルティング株式会社の技術顧問であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役 徳永 直之	2020年6月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、資源・エネルギー事業に関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。 また、役員人事・報酬会議の委員として、就任以降に開催された会議1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
取締役 森川 郁彦	2020年6月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、長年にわたる金融機関での業務経験や会社マネジメントに関する豊富な知見から、積極的に意見を述べました。特に金融の視点からESG、SDGs、長期を見据えた経営戦略について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。 また、役員人事・報酬会議の委員として、就任以降に開催された会議1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
取締役 和坂 貞雄	2020年6月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、エネルギーや技術に関する豊富な知見から積極的に意見を述べました。特にESGやSDGsを含めた持続可能性を意識した経営について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。 また、役員人事・報酬会議の委員として、就任以降に開催された会議1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
監査役 江畠 茂太	2020年6月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、会社マネジメントに関する豊富な知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。
監査役 櫻田 修一	2020年6月26日就任以後、当事業年度に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、財務・会計に関する専門的知見から意見を述べるなど、適宜必要な発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、株主およびその他のステークホルダーの期待に応え、企業価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの重要な目的としており、経営環境に迅速かつ的確に対応し、経営の透明性の確保と企業倫理に基づく公正な意思決定を図るべく、その充実と実効性を確保するための組織づくりならびに経営システムの構築に取り組んでおります。この一環として、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、当社の子会社を「グループ会社」といい、当社およびグループ会社から成る企業集団を「当社グループ」といいます。）の内部統制システムの基本方針を取締役会において次のとおり決議し、運用しております。

〈業務の適正を確保するための体制〉

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令および定款に適合した取締役会規則等の社内規則を制定するとともに、取締役会その他重要な会議等における意思決定および個別の業務執行においては、外部専門家等に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する等、法令等を遵守した意思決定および業務執行がなされることを確保する体制を整備します。
- (2) 取締役が意思決定および個別の業務執行を適正に行うことを可能にするため、当社グループの業務執行に関する重要事項および経営方針については、事前に当社の経営会議等の審議・協議を行うこととします。
- (3) 取締役は、取締役会の決議にて分担した管掌業務の執行状況について、取締役会、経営会議等の場においてその内容を報告します。
- (4) 社外取締役を継続して選任することにより、職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- (5) 監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る株主総会、取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録その他の重要な情報（電子情報を含む）については、文書の保存・管理に関する法令および社内規則に基づき、管理責任者を定め、適切に保存し管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理を統括するため、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業リスク管理方針およびコンプライアンス推進方針の決定ならびに体制整備を行うとともに、リスクマネジメントに関する社内規則等の整備、システムの構築、その他の個別施策を通じ、潜在的なリスクの把握・管理に努めます。
- (2) 当社グループにおける安全衛生・防災体制の推進ならびに環境リスクへの対処を目的とした全社安全衛生・環境・防災委員会を設置し、同委員会で策定する全社安全衛生活動方針や個々の施策に関する審議を通じてその実効性を高め、当社グループの業務における安全の確保、労働環境の改善ならびに環境保全を図ってまいります。
- (3) 当社グループのリスクとなり得る事故・災害・事件等の情報が適時・適切に当社本店に集約される制度を構築するとともに、重大事故発生時においては、当社に当社社長を本部長とする危機対策本部を設置し、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行するとともに、その事実・原因を徹底的に究明し、実効性のある再発防止策を早急に構築いたします。
- (4) リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、各部門ならびにグループ会社におけるリスク管理体制の有効性の確保を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中長期の経営計画も視野に入れた当社グループの事業計画を策定のうえ、これを毎年見直していくことで、当社の各部門ならびにグループ会社に取り組むべき方向性を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- (2) 当社の取締役会での意思決定を要する当社グループの経営計画、重要な契約の締結、設備投資、投融資等の個別執行事案については、事前に当社の経営会議、投融資委員会、関係各部門長等による会議等において審議・協議を行い、取締役の意思決定が迅速かつ効率的に行われる体制を確保します。
- (3) 社内規則による職務権限の明確化および委譲を通じ、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

5. 使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人（以下、これらの者を総称して「当社グループの使用人等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスクマネジメント委員会において決定する当社グループのコンプライアンス推進方針に基づき、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実行をするとともに、当社グループの潜

在的な問題点の把握・管理に努めます。

- (2) 企業理念、企業行動規範等を記載した「コンプライアンス・ガイドブック」を当社グループの使用人等に配布するとともに、コンプライアンス教育の体制を整備・充実させることで、当社グループの使用人等に法令および定款その他の社内規則等を遵守させる体制を整備します。
- (3) 通報者の匿名性を保証するとともに、不利益な取扱いを行わないことを確保したうえで、当社グループの使用人等および取引先から事業活動上の相談・通報を受ける内部通報制度を社内のみならず社外（弁護士）にも設置し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見・処理のための体制を整備します。
- (4) リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、当社グループの使用人等のコンプライアンスおよび業務執行状況を監査・監督します。
- (5) 当社グループの使用人等は法令、定款その他社内規則等を遵守する義務を負うとともに、万一これらに違反した場合は懲戒規則に基づき厳正なる処分を行います。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループのリスクマネジメント、コンプライアンス、財務報告の適正性等の内部統制の実効性を確保するため、当社に内部統制担当取締役を置きます。
- (2) グループ会社の効率的な管理、運営を行うため、関係会社管理規則を定め、グループ会社における一定の行為または事案について当社の承認または当社への報告を求めることで当社グループの経営・リスクに関する適切な管理、運営を行う体制を整備します。
- (3) グループ会社の業務執行取締役の職務の執行を管理・指導するため、当社より取締役および監査役を派遣し、グループ会社の株主総会、取締役会その他重要な会議等への出席等を通じてグループ会社に対する管理・指導を行うとともに、当社より派遣した取締役および監査役を通じ、または当社グループの各種報告制度を通じ、グループ会社の必要な情報が当社に適時・適切に報告される体制を構築します。
- (4) グループ会社の業務執行取締役の職務執行の効率化と実効性の確保を図るため、当社グループの事業計画、事業リスク管理体制、コンプライアンス推進体制、全社環境安全衛生体制その他当社の経営管理の枠組みをグループ会社に適用させるとともに、グループ経営推進会議等を通じた情報の共有化による当社グループの経営の方向性の一致に努めます。
- (5) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備および運用を行います。
- (6) 当社グループの反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備します。
- (7) リスクマネジメント部門による当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を確保します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を配置するほか、必要に応じ監査役会事務局等の組織を設置します。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得ることとします。
(2) 上記使用人の人事考課については、人事考課に関する社内規則に従い監査役の意見を考慮して行うものとします。
9. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、財務、法務に知見のある者を配置する他、当該使用人が必要に応じ当社のリスクマネジメント部門の協力を得られる体制を構築し、その実効性を確保します。
10. 取締役および当社グループの使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議、リスクマネジメント委員会、全社安全衛生・環境・防災委員会等の重要な会議に出席できる体制を整備するとともに、業務執行に関する重要な決裁については監査役に報告するシステムを構築します。その他、業務執行に関する重要な事項については、当社の取締役および当社グループの使用人等が直接またはリスクマネジメント部門等を通じて監査役に報告します。
(2) 当社グループに損害を与えるおそれのある事故・災害・事件等の情報は社内の報告制度に基づき直ちに監査役に報告します。
(3) 当社グループの使用人等が当社の内部通報制度によってリスクマネジメント部門または担当弁護士への通報を行った内容については、リスクマネジメント部門を通じて全て監査役に報告します。
(4) 取締役および当社グループの使用人等は、監査役が事業および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ正確に報告を行います。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者については、社内規則を整備し、当該報告をしたこと（悪意の場合を除く）を理由として不利益な取扱いをしない体制を確保します。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえて予算を編成し、通常の業務執行と同様の手続によって費用の前払いまたは償還に応じることとします。また、当初予算想定外の費用に関しては、当該費用が監査および調査等に必要である限り、監査役の意見を尊重して対応します。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役と定期的な会合を開き、会計監査人およびリスクマネジメント部門とも連携をとりながら、監査役監査の環境整備に努めます。
- (2) 監査役の必要に応じ、弁護士、会計士その他の社外の専門家への調査を委託できるよう体制を整備します。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

1. コンプライアンスに関する取り組み

リスクマネジメント委員会にて当社グループのコンプライアンス推進方針の決定ならびに体制整備を行い、それをもとに当社グループ全社を対象とし、各所にて定期的に「コンプライアンス部会」を開催するほか、各種の研修会を実施し、法制度の改正動向やコンプライアンスに関する情報の提供等を通じて、コンプライアンス意識の向上、法令遵守の徹底を図りました。

2. リスク管理に関する取り組み

リスクマネジメントに関する社内規則等の整備、システムの構築を行うとともに、リスクマネジメント委員会にて当社グループの事業リスク管理方針を策定し、当社グループ内でのリスク管理体制の徹底を図りました。併せて、リスクマネジメント部門による内部監査等を通じ、当社グループにおけるリスク管理体制の有効性を確保いたしました。

3. 取締役の職務の適正性および効率性向上のための取り組み

当期は13回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会付議事項その他の重要な業務執行を審議するため、18回の経営会議を開催しました。

4. グループ会社管理に関する取り組み

グループ会社のリスク管理ならびに業務の適正性および効率性を確保するため、グループ会社における重要案件については、当社の「グループ経営推進会議」ならびに「事業計画審議」において報告・審議を行いました。また、グループ会社へ当社より取締役および監査役を派遣し、グループ会社の株主総会、取締役会その他重要な会議等への出席等を通じてグループ会社に対する管理・指導を行うとともに、関係会社管理規則等に基づき、グループ会社の事業運営に関する重要事項について当社の事前承認を得るほか、グループ会社の必要な情報が当社に適時・適切に報告される体制を構築しました。

5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための仕組み

監査役が取締役会等の重要な会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにしたほか、当社グループの取締役および使用人等は、監査役の指示、要請に従い、必要な資料の提出、面談等に応じ、監査の実効性確保に努めました。また、リスクマネジメント部門は監査役と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図りました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,102	流 動 負 債	27,393
現金及び預金	5,713	支払手形及び買掛金	10,901
受取手形及び売掛金	9,599	短期借入金	7,029
商品及び製品	7,340	未払法人税等	1,556
仕掛品	1,066	賞与引当金	820
原材料及び貯蔵品	7,808	関係会社整理損失引当金	342
その他の	606	受注損失引当金	7
貸倒引当金	△31	その他の	6,736
固 定 資 産	70,048	固 定 負 債	23,651
有 形 固 定 資 産	64,911	長期借入金	16,059
建物及び構築物	7,963	退職給付に係る負債	3,092
機械装置及び運搬具	21,600	役員退職慰労引当金	59
土地	34,377	環境対策引当金	3,341
建設仮勘定	329	関係会社整理損失引当金	53
その他の	640	その他の	1,045
無 形 固 定 資 産	380	負 債 合 計	51,045
その他の	380	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,756	株 主 資 本	51,090
投資有価証券	863	資本金	7,000
繰延税金資産	2,747	資本剰余金	1,750
その他の	1,155	利益剰余金	43,549
貸倒引当金	△9	自己株式	△1,209
資 産 合 計	102,151	その他の包括利益累計額	15
		その他有価証券評価差額金	183
		退職給付に係る調整累計額	△167
		純 資 産 合 計	51,106
		負 債 純 資 産 合 計	102,151

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	87,883
売上原価	75,126
売上総利益	12,757
販売費及び一般管理費	5,758
営業利益	6,999
営業外収益	203
保険差益	93
補助金収入	37
その他	72
営業外費用	749
支払利息	280
環境対策引当金繰入	215
租税公課	86
その他	167
経常利益	6,452
特別利益	64
固定資産売却益	58
その他	5
特別損失	918
固定資産除却損	708
投資有価証券評価損	107
その他	102
税金等調整前当期純利益	5,598
法人税、住民税及び事業税	1,494
法人税等調整額	135
当期純利益	3,968
親会社株主に帰属する当期純利益	3,968

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,000	1,750	39,872	△1,209	47,413
当期変動額					
剰余金の配当			△291		△291
親会社株主に帰属する当期純利益			3,968		3,968
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
連結範囲の変動					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	－	－	3,677	△0	3,677
当期末残高	7,000	1,750	43,549	△1,209	51,090

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△27	－	△197	△224	47,188
当期変動額					
剰余金の配当					△291
親会社株主に帰属する当期純利益					3,968
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	211	－	29	240	240
当期変動額合計	211	－	29	240	3,917
当期末残高	183	－	△167	15	51,106

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,671	流 動 負 債	25,619
現 金 及 び 預 金	2,893	支 払 手 形	668
受 取 手 形	192	買 掛 金	8,863
売 掛 金	7,803	短 期 借 入 金	6,932
商 品 及 び 製 品	7,191	未 払 金	3,963
仕 掛 品	391	未 払 法 人 税 等	1,430
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,703	未 払 費 用	1,921
前 払 費 用	276	前 受 金	726
未 収 入 金	157	預 り 金	269
そ の 他	62	賞 与 引 当 金	492
固 定 資 産	69,364	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	342
有 形 固 定 資 産	62,098	受 注 損 失 引 当 金	1
建 物	2,413	そ の 他	7
構 築 物	3,671	固 定 負 債	22,412
機 械 及 び 装 置	20,836	長 期 借 入 金	15,905
土 地	34,384	退 職 給 付 引 当 金	2,318
建 設 仮 勘 定	314	環 境 対 策 引 当 金	3,341
そ の 他	478	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	53
無 形 固 定 資 産	269	そ の 他	793
ソ フ ト ウ ェ ア	253	負 債 合 計	48,031
そ の 他	15	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,997	株 主 資 本	47,824
関 係 会 社 株 式	4,235	資 本 金	7,000
投 資 有 価 証 券	723	資 本 剰 余 金	1,750
繰 延 税 金 資 産	1,199	資 本 準 備 金	1,750
長 期 前 払 費 用	521	利 益 剰 余 金	40,284
そ の 他	325	利 益 準 備 金	3
貸 倒 引 当 金	△9	そ の 他 利 益 剰 余 金	40,281
資 産 合 計	96,036	繰 越 利 益 剰 余 金	40,281
		自 己 株 式	△1,209
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	179
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	179
		純 資 産 合 計	48,004
		負 債 純 資 産 合 計	96,036

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	79,189
売上原価	67,970
売上総利益	11,218
販売費及び一般管理費	4,735
営業利益	6,483
営業外収益	319
受取利息及び受取配当金	187
保険の差益	93
その他	39
営業外費用	744
支払払利息	278
環境対策引当金繰入額	215
租税公課	86
その他	163
経常利益	6,058
特別利益	51
固定資産売却益	50
その他	0
特別損失	887
固定資産除却損	707
投資有価証券評価損	107
その他	73
税引前当期純利益	5,222
法人税、住民税及び事業税	1,322
法人税等調整額	97
当期純利益	3,802

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 準 備 金	本 金 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金 剰 余 金 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 剰 余 金 計	
当期首残高	7,000	1,750	1,750	3	36,769	36,772	△1,209	44,313
当期変動額								
剰余金の配当					△291	△291		△291
当期純利益					3,802	3,802		3,802
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					△0	△0	0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	－	－	－	－	3,511	3,511	△0	3,511
当期末残高	7,000	1,750	1,750	3	40,281	40,284	△1,209	47,824

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△28	△28	44,284
当期変動額			
剰余金の配当			△291
当期純利益			3,802
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,720
当期末残高	179	179	48,004

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 伸 啓 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜 平 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コークス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

日本コークス工業株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渡辺 伸 啓 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山村 竜 平 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本コークス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

日本コークス工業株式会社監査役会

常勤監査役 岩 下 将 弘 ㊞
社外監査役 江 寄 茂 太 ㊞
社外監査役 櫻 田 修 一 ㊞

以 上

メ 毛

[illegible]

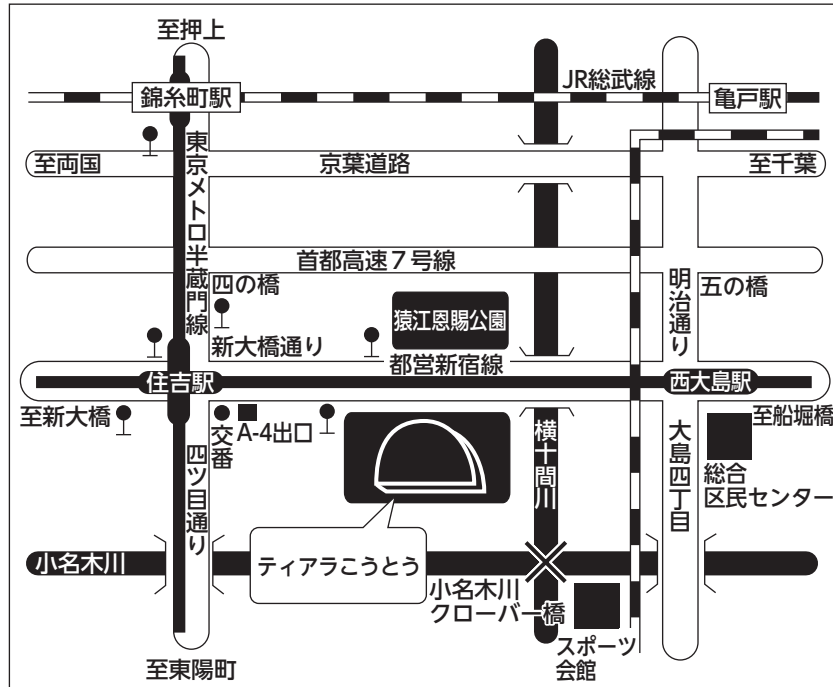
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

第18回定時株主総会会場ご案内図

会 場 ティアラこうとう（江東公会堂）地下1階大会議室
東京都江東区住吉2丁目28番36号

※受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。



〔交通機関のご案内〕

●都営新宿線、東京メトロ半蔵門線 「住吉駅」下車 A4出口より徒歩4分

※本総会専用の駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。